

つがる保育園 園規則

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 三和会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 つがる保育園
- 2) 所在地 弘前市大字堅田3丁目25番地9

(施設の目的)

第2条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。

- 2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(運営の方針)

第4条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- 1) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする
- 2) 園児の生活環境等の如何にかかわらず、保育上差別されないこと
地域の協力、家庭との綿密な連絡のもとに、児童の最善の利益を考慮し、その福祉の増進を図ること
- 3) 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努めること

(提供する特定保育・教育の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、子どもの心身の状況に応じて、教育・保育その他便宜の提供を行うものとする。

- 2 当園は、前項の提供に加え以下に掲げる事業を実施する。
 - (1) 延長保育事業
 - (2) 一時預かり事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が、特定教育・保育（法第27条第1項。以下同じ。）を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理、経理及び庶務を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。

2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

3) 保育士 12名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4) 栄養士 1名

園児の発達段階に応じ、献立を作成及び調理する。

5) 調理員 1名

発達段階に応じ作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

6) 嘱託医 1名

園児の健康診断を実施するほか、必要な指導、助言を行う。

7) 嘱託歯科医 1名

園児の歯科検診を実施するほか、必要な指導、助言を行う。

8) 看護師 1名

児童の健康維持及び児童の急な傷病への応急措置を行い、保育を補助する。

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 当園は、前条の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある、又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 当園は、非常災害その他急迫の事業があると理事長が認めたときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

4 園の日課及び年間行事は、第5条第1項の方針に基づき計画されなければならない。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第8条 当園の保育を提供する時間は次のとおりとし、保育標準時間認定に係る保育時間とする。

- 1) 開園時間 午前 7時 00分
- 2) 閉園時間 午後 6時 00分
- 2 保育短時間認定に係る保育時間は次のとおりとする。但し、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、午前7時00分から午前8時00分まで、または、午後4時00分から午後7時00分まで延長保育を提供する。
 - 1) 午前 8時00分 から 午後 4時00分 まで
- 3 前項の時間帯のほか、次の保育時間は延長の保育時間とする。
 - 1) 午後 6時00分 から 午後 7時00分 まで
- 4 第2項及び第3項に係る時間に、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として（1時間ごとに100円の）費用を徴収する。
- 5 一時預かり保育の利用時間は午前8時00分から午後4時00分までとし、実施に必要な経費の一部について、利用者負担として（1時間ごとに200円を）費用を徴収する。
- 6 前項にかかわらず、取り組む事業により開閉園時間を変更することができる。

（園児の送迎）

第9条 登園・降園の際は、必ず保護者又はこれに代わるべき人が付き添いするものとし、原則として、職員は送り迎えをしない。

（利用定員）

第10条 当園の定員は、60名とし、子ども・子育て支援法第31条1項の利用定員は次のとおりとする。

区 分	2号	3号		計
	5歳児・4歳児・3歳児	2歳児	1歳児	
定 員	30人	10人	10人	60人

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第11条 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わずこれに応じるものとする。

- 2 子ども・子育て支援法第19条第1項に第2号の子ども及び第19条第1項第3号の子どもについては、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとする。
- 3 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の保育の選択に必要な重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。

- 4 支給認定を受けた子どもが、子ども・子育て支援法第 19 条の支給認定に該当しなくなったときは保育の提供を終了するものとする。

(利用料その他の費用等)

第 1 2 条 支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を言う。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、次に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用のうち、次の費用については、実費の支払いを受ける場合がある。また、別表に掲げる費用の負担を受けるものとする。

- (1) 日用品、文具等
- (2) 行事費
- (3) 2 号認定児童の給食費（副食費）
- (4) 保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用
- (5) 延長保育の利用料
- (6) 一時預かり保育の利用料

(緊急時における対応方法)

第 1 3 条 当園は、保育の提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 園児が多数感染症に罹患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により保育上重大な影響があるとき認められた場合は、その事由が消滅するまで園児の登園を禁じ、又は臨時休園することができる。

(非常災害対策)

第 1 4 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上の避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じるよう努める。
- 2 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(秘密の保持)

- 第16条 当園の職員及び職員であった者、並びに管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。且つ秘密を漏らさないよう必要な措置を講じる。
- 2 当園は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業をおこなう者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。但し、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、その行った援助に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(相談及び援助)

- 第18条 当園は、保育の提供にあたり心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、園児又はその保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(小学校との連携)

- 第19条 当園は、保育の提供の終了に際し、小学校、特定教育・保育施設その他関係機関との密接な連携に努めるものとする。

(保健衛生管理)

- 第20条 当園は、保健衛生に関する管理を次のように実施する。

- 1) 保育士は、園児の生育暦、既往症、家族の健康状態の調査を行う
 - 2) 園児の身長、体重の測定（毎月）
 - 3) 嘱託医による定期健診（内科健診・・・年2回、歯科健診・・・年2回）
 - 4) 支給認定を受けた児童に対する嘱託医による入園月の健診
 - 5) 感染症、その他の予防注射の実施
 - 6) 職員の健康診断（年1回）
 - 7) 園舎内外の消毒、清掃
- 2 嘱託医は、園児の健康診断の結果を園長に報告するとともに、その対策について助言、指導しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 その他、本規定に記載以外の重要事項は、当法人理事会に諮るものとする。

附 則

1. この規則は、平成 12年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、平成 27年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 1年 10月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 2年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 3年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 4年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 5年 1月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 5年 4月 1日より施行する。

別表1. 2号認定児童の給食費（副食費）

項 目	金 額
給 食 費	月額 4,500 円

別表2. 特別保育事業利用者負担額（1時間毎）

項 目	金 額
延 長 保 育	100 円
一時預かり保育	200 円